柏原市産業振興課インターンシップ実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、柏原市（以下「市」という。）が学生に対して産業振興課における就業体験の機会を提供することにより、チャレンジ精神を持った人材の育成及び市政に対する理解を深めるため、インターンシップの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　インターンシップの対象は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学の第３学年に在籍する学生で、市長が認める者とする。

（受入期間及び研修時間）

第３条　受入期間は、１月を超えない範囲内で、市長が別に定める期間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

２　研修時間は、原則として午前９時００分から午後５時００分まで（休憩時間は、午後０時００分から午後０時４５分まで）とする。ただし、市長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

（受入手続）

第４条　インターンシップを希望する学生は、市長に対して、別に定める日までにインターンシップ申込書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　市長は、前項の申込書の提出があったときは、インターンシップを行う学生（以下「研修生」という。）の受入れの可否を決定し、申込書の提出を行った学生に対して通知するものとする。

３　市は、前項の規定により研修生の受入れを決定した場合は、研修生と受入れの内容等を定めた覚書を締結するものとする。

（研修生の身分及び報酬等）

第５条　市は、研修生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

２　市は、インターンシップに係る、報酬、賃金、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

（服務）

第６条　研修生は、研修に専念し、法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、市の職員の指揮及び監督に従わなければならない。

２　研修生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

３　研修生は、インターンシップに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。研修期間終了後も、また同様とする。

４　研修生は、疾病その他やむを得ない理由により研修を欠席する場合は、研修開始時刻前に産業振興課に連絡しなければならない。

５　研修生は、前各項の規定を遵守するため、市に対して誓約書（様式第２号）を事前に提出しなければならない。

（研修費用）

第７条　市は、研修に要する費用を徴収しない。

（事故責任等）

第８条　研修生は、研修中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

２　研修生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、研修生は、市又は第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

（研修の中止）

第９条　市は、研修生が、第６条第１項から第３項までの規定に違反した場合及び市の業務に支障をきたすと認めた場合には、直ちに研修を中止することができる。この場合において、市は、研修生にその旨を通知するものとする。

（報告）

第１０条　研修生は、インターンシップ終了後、速やかに、インターンシップ体験報告書（様式第３号）又は大学等において定められたこれに準ずる報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要

な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年７月２５日から適用する。

様式第１号（第４条関係）

インターンシップ申込書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏　　名 |  | 男・女 | 年　　月　　日 |
| 学校名学部学科学　　年 | 大学　　　　　　　　学部　　　　　　　　学科（第　　　学年） |
| 現住所 | 〒（　　　－　　　　） |
| 研修中の住所 | 〒（　　　－　　　　）※同上の場合は、「同上」と記入。 |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| e-mailアドレス |  |
| 研修希望日 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 申込理由 |  |

**※申込多数の場合は、面談による選考を行います。**

様式第２号（第６条関係）

誓　　約　　書

　　柏　原　市　長

　私は、貴市産業振興課におけるインターンシップの実施に当たり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

１　研修期間中は、研修に専念し、法令(貴市の条例、規則等を含む。）及び柏原市産業振興課インターンシップ実施要綱に従い、かつ、貴市職員の指揮及び監督に従います。

２　研修期間中は、貴市の信用を傷付け、又は不名誉となるような行為を行いません。

３　研修で知り得た秘密を、研修期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らしません。

４　市民に不快感を与えないよう、服装や言葉遣いに十分配慮します。

５　体調不良等でやむを得ず研修を欠席する場合は、研修開始時刻前に産業振興課に連絡します。

６　インターンシップ終了後速やかにインターンシップ体験報告書（様式第３号）又は大学等において定められたこれに準ずる報告書を市長に提出します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

様式第３号（第１０条関係）

インターンシップ体験報告書

提出日：　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学校・学部学科名 |  | 学年 |  |
| 氏名 |  |
| 研修期間 | 　　　　年　　　月　　　日　～　　　　年　　　月　　　日 |
| 研修内容 |  |
| 以下の質問について、該当する番号に○をつけてください。 |
| Ａ　インターンシップの経験はどのようなものでしたか。　１　とても良い経験だった　　　２　良い経験だった　　　　３　それほどでもなかった |
| Ｂ インターンシップの実施時期は適切でしたか。　１　適切だった　　　　　　　　２　適切ではなかった　⇒（　　　）月頃なら良かった |
| Ｃ インターンシップの期間は適切でしたか。　１　長い　　　　　　　　　　　２　ちょうど良い　　　　　３　短い |
| Ｄ　インターンシップに参加して、市役所の仕事への関心は高まりましたか。　１　とても高まった　　　　　　２　高まった　　　　　　　３　あまり変わらなかった |
| Ｅ　あなたは、将来、柏原市の職員として仕事をしてみたいと思いますか。　１　思う　　　　　　　　　　　２　思わない　　　　　　　３　わからない |
| 感想・意見要望など（自由記述欄） |  |